

平成16年度仙台教育事務所管内9月研修会資料

塩竈市立浦戸第二小学校 主事 佐々木 修

「平成16年度第36回全国公立小中学校事務研究大会・第6分科会」参加レポート

テーマを『「学校事務の責任者はだれ？」－学校事務の統括部門を探る－』とし、「公教育の質を上げること」にこだわり、事務職員としての視点からこれからの学校に必要なものを探ります。

○公教育における学校事務の役割

今次の教育改革では「カリキュラムの質」「教職員の質」「経営の質」の3つの質が問われております、このなかでも「経営の質」は要となっています。

「経営の質」は国と地方の教育行政及び学校経営を含む教育経営全体にかかわるもので、中教審が「教育行政答申」をまとめるにあたり、「学校の自主性・自立性を確立し、自らの判断で学校づくりに取り組むことができるよう学校及び教育行政に関する制度とその運用を見直すこと」「各地方公共団体が主体的に施策を実施し、各学校は自主的に教育活動を行うことは同時に、教育委員会や学校がより大きな責任を負うことになることを明確にする」との基本的な考え方方が示され、教育行政制度で、学校の自主性・自律性の確立が提言され、学校経営の側面から〈今後の学校像〉が示され、どのような教育を展開し、どのような教育効果が上がったのか、「説明責任」と「自由裁量と自己責任」が学校経営の重要な課題となるようです。

○学校での事務部門

義務制学校では、組織的、計画的な運営がされていないとの指摘がありながらも、教育活動が優先され、学校事務分野は後回しにされることが多くありました。活動が先に決められ裏付けである予算は後から考えるという、学校事務が後追い処理になる場面もありました。しかし、今、学校は組織として経営され、組織として説明責任が求められています。

学校事務は事務職員だけがおこなっているのではありません。すべての職員が学校事務に携わっています。その中で学校事務の専門職員として、校内での事務部門（総務・人事・財務・情報・涉外）を統括し、行政の視点からさまざまな企画、立案することにより、学校事務の質・新しい学校経営の質に貢献したい。

○地域での均質化・統括部門

義務制学校が地域の専門的教育機関として、信頼を得てゆくためには、学校が一層開かれたものとなることが必要とされています。そのために「学校評価制」「学校評議員制」が導入されました。今次の教育改革では学校が地域の教育づくりの責任主体として、自主的・自律的な学校経営をおこない、家庭・地域・関係機関等と連携し、新しい開かれた学校の質的展開をうながすものだといえます。

また、学校と教育委員会との新しい関係づくりがいわれ、学校管理規則の見直し等新たな連携体制づくりの強化・整備が求められています。

○高知県で考えられる学校事務の統括部門－学校経営支援室－

高知県の現状として小規模校・極小規模校が多く、事務職員の未配置校が多くあり、地域へ質の高い学校事務を提供するためにはチームを組むことが必要になります。専任のスタッフによるチームを組むことで責任を明確にし、学校経営に関する事務部門の指導・支援及び地域の学校事務の質の均質化・向上をはかることにより、学校教育に貢献していきます。以下のような役割を持った「学校経営支援室」の設置が考えられます。

1 地域全体の学校事務を統括する部署

- (1) 関係機関（高知県教育センター、市町村教育委員会連合会、市町村教育委員会・事務検討委員会・校長会・教頭会・PTA etc）への情報提供・提言、連絡調整
 - 1) 規則・規程・学校経営計画・学校評価等
 - 2) 地域・学校・PTA 等への学校事務に関する情報収集・発信
 - 3) 市町村合併を視野に入れた学校事務の整備
- (2) 事務職員未配置校への支援・指導体制の整備、浸透
- (3) 学校事務部門における決裁・認定

2 学校事務システム化・組織化に関する情報収集・提供・支援・指導

- (1) 校内や地域の学校事務の質を向上させるための情報提供・支援・指導
 - 1) 学校事務の校内研修
 - 2) 教育センター等での学校事務研修への資料提供

3 情報共有化のためのコンピュータ活用

- (1) 事務処理の効率化

4 事務職員の組織化により安定的な質の高い学校事務の提供

- (1) 単数配置による事務職員個人の力量や経験年数による格差の是正
- (2) 新採用・臨時職員等の配置された学校への支援
- (3) 非常災害時における事務支援
- (4) 事務処理の相互チェック体制の確立
- (5) 法令等改正通知の共通理解及び確認

5 組織化によって培われる事務職員の資質の向上・人材育成

- (1) 専門性の育成
 - 1) 年齢・経験年数に応じた経営意識・感覚・バランスと判断能力の育成
 - 2) 在籍校では経験のできない事務処理の習得
- (2) 組織の中での人材育成

支援室は単に学校事務の支援ではなく、学校経営そのものを支援するものであり、地域に密着した存在でなければなりません。責任や権限それに付随するさまざまなシステムの整備がはかられることで組織化された学校事務が構築されていくと考えます。小規模校が多い高知県では学校事務の統括部署として市町村の枠を超えた一定地域での学校経営支援室の開設が望まれます。